

自然保育の推進及び自然保育を行う施設等への 幼児教育・保育の無償化の対象拡大に関する提言

近畿ブロック知事会

令和元年 1 1 月

自然保育の推進及び自然保育を行う施設等への 幼児教育・保育の無償化の対象拡大に関する提言

近年、豊かな自然環境を活用し、「森のようちえん」をはじめとして、屋外での体験活動を中心とした幼児教育・保育を積極的に行う保育所、幼稚園等が全国的にも注目され、移住促進等地方創生の観点から地方自治体においても独自の支援が広まっている。

自然を活用した幼児教育・保育（以下、「自然保育」という。）は、跳躍力や瞬発力等の身体的な成育のみならず、子どもの好奇心や創造力、自己肯定感、主体性、レジリエンス等の「非認知的スキル」を育み、幼児期以降の「学び」の質の向上にもつながるものとして、実践者や保護者のみならず、幼児教育・保育等の研究者においてもその効果が評価されている。

しかしながら、本年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化においては、対象がいわゆる認可施設と認可外保育施設を利用する保育の必要性のある世帯に限られ、「森のようちえん」などの自然保育を行う施設は、認可外保育施設が多いことから、すぐれた幼児教育・保育を実践していても、その施設を利用する保育の必要性のない世帯は無償化の対象とならない。

幼児教育・保育の無償化の対象外とされ、利用料負担に差が生じると、保護者が自然保育を選択する上で支障となるおそれがあり、自然保育の更なる普及・推進への支障となりかねない。

以上の考えに基づき、次の 2 点について提言するものである。

- 1 自然保育をはじめとする多様な幼児教育・保育（以下、「自然保育等」という。）の有効性・必要性について、国も国内の様々な取組や諸外国の先進事例を研究し、自然保育等における新たな認可制度（又は登録制度等）の創設を検討すること。
- 2 地方自治体が独自に認定・認証し、あるいは助成等の財政支援を行うことなどにより、幼児教育・保育の一定水準の質の確保された自然保育等を行う施設を利用する世帯について、保育の必要性を問うことなく幼児教育・保育の無償化の対象とすること。または、無償化と同等の財政的な措置を国として講じること。

なお、無償化と同等の財政的な措置を講じることとした場合には、各地方自治体の財政支援状況等を踏まえた制度設計とすること。

令和元年 1 1 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門